

令和7年度 新たな公共交通システムに係る車両調査・検討業務 提案説明書

1 業務の名称

令和7年度 新たな公共交通システムに係る車両調査・検討業務

2 趣旨

本説明書は、「令和7年度 新たな公共交通システムに係る車両調査・検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

本業務は次の（１）及び（２）を踏まえて、新たな公共交通システムに係る車両の調査検討を行うものである。

（１） 検討の背景

ア 新たな交通需要への対応

都心部や創成川以東地域において、地域内の人口増加に加えて、北海道新幹線の延伸を見据えた札幌駅周辺の再開発や新幹線東改札口の整備に伴う交通需要の増加が見込まれており、今後、バスや地下鉄等の既存の公共交通とあわせて、地域住民や観光客等の移動ニーズを支え、交通利便性や回遊性を高めるための対応が必要となっている。

イ 水素社会の実現に向けた始動

令和6年6月に北海道・札幌市が金融・資産運用特区に指定されたことなどを追い風に、国内随一のGXポテンシャルを活かしたグリーン水素のサプライチェーン構築を目指す中、創成川以東地域では、市内で初めてとなる定置式水素ステーションが設置されるなど、モビリティ分野で水素利活用を進めるための環境が整いつつある。

ウ まちのブランド力の向上

札幌市においては、産業振興の観点からインバウンドの誘致や企業立地の取組を積極的に進めている中、国内外から更に多くの人や投資を引き寄せるためには、まちの魅力をより向上させることが求められており、札幌の顔となる都心部においては、交通分野でも新たな付加価値の提供に貢献していくことが求められている。

エ 持続可能な公共交通ネットワークの構築

運転手不足などに起因する路線バスの減便や廃止が進行している中で、市内の面的な公共交通ネットワークを維持し、将来にわたり生活交通を維持していくためには、抜本的な対策も必要であり、既存の枠組みにとらわれずに中長期的視点で新たな技術や仕組みについて検討し、実現可能性を検証することが求められている。

(2) 新たな公共交通システムの目指す方向性（基本方針）

ア 誰もが利用したくなる公共交通の実現

全ての人が利便性と快適性を享受できる乗降環境やサービスを提供し、シームレスに移動できる、ユニバーサル社会にふさわしい公共交通を目指す。なお、多様な移動ニーズに応えるために、路線定期運行の連節車両とデマンド方式による区域運行の中型・小型車両の組み合わせを想定している。

イ 交通分野での移動の脱炭素化の推進

水素を活用した環境配慮型車両を導入するなど、移動の脱炭素化を先導する取組として水素利活用を積極的に推進し、ゼロカーボンシティの実現に貢献する。

ウ 都市ブランド力の向上

デザイン性の高い車両や街路空間により魅力的な都市景観を創出するとともに、先進的で機能性に優れたシステムを導入し札幌のブランド力を高める。

エ 公共交通ネットワーク維持への貢献

新たな技術や仕組みを積極的に導入するとともに、得られた知見などを地域特性に応じて他地域へ展開することで、市内の公共交通ネットワークの維持に貢献する。

4 業務の内容

(1) 本格運行に向けた車両検討

新たな公共交通システムは、創成川以東地域において、2030年の本格運行を目指しており、定時・定路線型の連節車両と、区域運行型（デマンド交通）の中型車両および小型車両を組み合わせた運行形態を予定している。このため、連節車両・中型車両・小型車両の各車種について、それぞれの特性と用途を踏まえた上で下記ア～キを行うこととする。なお、本検討においては、本市が別途発注する業務との連携を図り検討を進めること。

ア 導入車両における要求性能の整理

受注者は発注者と協議の上、水素燃料電池車両（以下「FCV」という。）に求められる車両性能（航続距離、寒冷地性能、定員等）を整理すること。

イ 車両調達方式の検討

国内外を含めた FCV 供給事業者（コンポーネント供給事業者も含む）の想定されるパターンを整理すること。

ウ 対象車両の調査・評価

上記ア、イの結果を踏まえ、導入候補となる車両を選定し、導入効果、課題、安全性、導入コスト、運用費用、法的制約等について整理・評価すること。また、内外装デザインの調査を行い、新たな公共交通システムデザイン会議において、整理される車両デザイン案に対する車両架装の実現性についても検討すること。

エ 対象車両のリスク対策の策定

運行開始後に想定される対象車両のリスク分析を実施し、対応ガイドラインを提案すること。

オ 関連設備の調査

車両導入予定台数や車両寸法等を踏まえ、導入に必要な整備施設、燃料供給設備等について整理すること。なお、本検討においては、事業者が所有する既存設備の活用可能性についても検討すること。

カ 車両導入に係る諸手続きや運用面の検討

車両導入に必要な諸手続（型式認証、保安基準適合、輸入申請、車体改造申請等）について整理すること。また、車両を運行するうえでのメンテナンスや故障時などの対応を調査し整理すること。

キ 事例調査

FCV 以外についても、脱炭素に資するモビリティやそれに関連する技術（水素エンジン車両、EV、合成燃料等）の調査を国内外の事例や研究をもとに整理すること。

（２） 連節車両における冬季性能評価の検討

受託者は連節車両の冬季性能の検証に向けて下記ア、イを行うこととする。

ア 冬季走行試験に関する基準書の作成

受注者は発注者と協議の上、連節車両の冬季性能を評価するための試験項目（発進性能、制動性能、登坂性能、車体の積雪寒冷地性能等）を設定し、定量的な評価が可能なテスト基準書を作成すること。当該基準書は、令和 7 年 8 月末までに本市へ提出すること。

イ 事例調査

国内外の積雪寒冷地における連節車両等の走行事例を調査し、運行環境（除排雪体制、凍結防止機能）等を含めた運用方法についても併せて整理すること。

（３） 関係機関との協議資料の作成等

検討に伴って実施する関係機関等との協議資料・説明用資料の作成を行う。

（４） 報告書の作成

上述の経過、結果をとりまとめた報告書を作成する。

（５） 打合せ

打合せは、業務着手時と成果物納入時の他に、中間打合せとして 3 回実施する。

（６） 資料提供

交通データや札幌市の関連計画等について提供可能な資料は、必要に応じて発注者より提供するものとする。

5 業務の履行機関

契約書に示す着手の日から令和8年3月19日までとする。

6 業務提案の上限額

金 11,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

7 企画提案を求める事項

項 目	説 明	ページ数
(1) 業務の実施方針及びフロー	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等	A4判1ページまで
(2) 本格運行時に向けた車両検討	検討等を進める上での考慮すべきポイント、着眼点等	A4判4ページまで
(3) 連節車両における冬季性能評価の検討	性能評価に関する留意事項、考慮すべきポイント、着眼点等	
(4) 関係機関との協議資料の作成等	検討にあたり必要な関係機関等との協議や意見収集に関し考慮すべきポイント、着眼点等	
(5) その他独自提案	上記のほか、独自の提案事項があれば追加	A4判1ページまで
(6) 業務工程表及び業務実施体制	履行期間中における業務別のスケジュール、業務の実施体制、担当技術者の交通に係る計画策定に関連する業務の経歴	A4判1ページまで
(7) 参考見積	業務全体について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4判1ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 国又は地方公共団体等が発注した、車両に係る調査・検討業務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】 1 部

① 参加意向申出書（様式第 1 号）

（添付書類）

ア 同種業務等実績書（様式第 2 号）

上記 8－(6)に係る業務の実績を記載

イ 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

ウ 競争参加資格認定通知書の写し

② 企画提案書（様式自由）

用紙サイズはA4 判とし、両面印刷とする。提案書のページ数については、上記 7 を参照のこと。ただし、下記 11 に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものとする。

【副本】 10 部

上記②の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は送付により、下記 14 の担当に提出すること。

(3) 提出期限

令和 7 年 6 月 17 日(火)15 時 00 分必着とする（送付の場合は特定記録による送付とし、前日必着）。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で利用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和7年6月13日(金) 15時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の担当まで電子メールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、関係機関及び札幌市の関係部局の職員等からなる「令和7年度 新たな公共交通システムに係る車両調査・検討業務 企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記 8 に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

- (ア) 上記 6 の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。
- (イ) 一次審査通過の企画提案は 3 件とする。なお、参加者が 3 件以下の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。
- (ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

- (ア) 出席者は 1 件当たり 3 名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。
- (イ) プレゼンテーションは、25 分程度(説明 15 分・質疑 10 分)とする。
- (ウ) 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。
- (エ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。
- (オ) スクリーン映写を行う場合は、提案者がノートパソコンを持参すること。なお、当日は提案者が控室において事前にノートパソコンを起動し、案内後すぐにプロジェクターに接続できるように準備しておくこと。
- (カ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール (予定)

一次審査 令和 7 年 6 月 19 日(木)

二次審査 令和 7 年 6 月 25 日(水)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の 6 割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目(2)・(3)・(4)の合計点数が高い順に審査通過者又は契約候補者とし、当該項目においても同点の場合はくじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

[審査基準]

項 目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針及びフロー	本業務の目的・内容を十分に理解したものであるか。	10
(2) 本格運行時に向けた車両検討	整理すべき項目の構成及び検討手法について、具体的かつ妥当なものであるか。	30
(3) 連節車両における冬季性能評価の検討	性能評価に関する提案内容について具体的かつ妥当なものであるか。	30
(4) 関係機関との協議資料の作成等	想定している協議先及び協議内容について、具体的かつ妥当なものであるか。	10
(5) その他独自提案	独自の提案事項について、業務目的に合致したものであり、具体的かつ妥当なものであるか。	10
(6) 業務工程表及び業務実施体制	スケジュールについて、具体的かつ妥当なものであるか。業務実施体制について、妥当であり、車両に関する経験が十分にある担当技術者を配置したものであるか。	10
合 計		100

(4) 二次審査結果の通知

審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が1者の場合であっても、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

13 参考図書

参考図書については、参加の資格要件を満たし、本公募型企画競争に参加する意思のあるものは、下記 14 の場所にて閲覧可能（貸出及び複写は不可）。閲覧を希望する場合は事前に連絡のうえ、閲覧日時の調整を行うこと。

ただし、閲覧は令和 7 年 6 月 13 日（金）15 時 00 分までとする。

14 担当

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 5 階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114 E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp